

**A29** 医療法人の理事報酬は、株式会社の役員報酬の取り扱いと同様になります。

役員報酬とは、あらかじめ定められた支給基準によって、毎日、毎週、毎月のように、月以下の期間を単位として定期的に反復又は継続して支給される定期の給与です。ただし、医療法人では、剰余金の配当禁止規定等により利益連動給与やストックオプションについては、認められないと思われます。

法人税法上、役員（理事）に支払われる給与のうち、退職給与を除き損金に算入される給与は、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与、のうち適正な部分とストックオプションおよび使用人としての職務を有する役員（理事）に対して支給する当該職務に対する給与とされています。

しかし、医療法人の役員（理事）に支払われる給与としては、医療法第54条の剰余金の配当禁止規定から、利益に連動して役員に支払う「利益連動給与」は考えられません。また、ストックオプションについても医療法に新株予約権の発行ができるといった規定や概念がないため、医療法人において役員（理事）報酬として支払われるのには無理があります。

また、役員報酬として高額である場合には損金として認められません。

役員報酬は、役員の業務執行に対する対価ですので、法人の業績にかかわらず、あらかじめ定められた額の範囲内で支給が行われるものであり、費用性を有する委任報酬としての性格を有するため、企業会計においても一般に費用として認識され、税法上も原則的には同様に扱われています。

しかし、役員報酬のうち不相当に高額であると判定された時は、その高額な部分については、所得の計算上損金とは認められないことになっています。

#### **【参考】**

平成18年度の税制改正では、この役員報酬についての税務上の取扱が新たに規定されています。ここでは、一人医師医療法人のほとんどに採用されている、定期に同額を支給する「定期同額給与」の扱いについて解説します。

## 【定期同額給与】

法人が役員に支給する給与で、一定の要件に該当するもの（従前の「役員報酬」に相当するものといえます）をいいます。これらに該当するものは法人の経費として認められます。

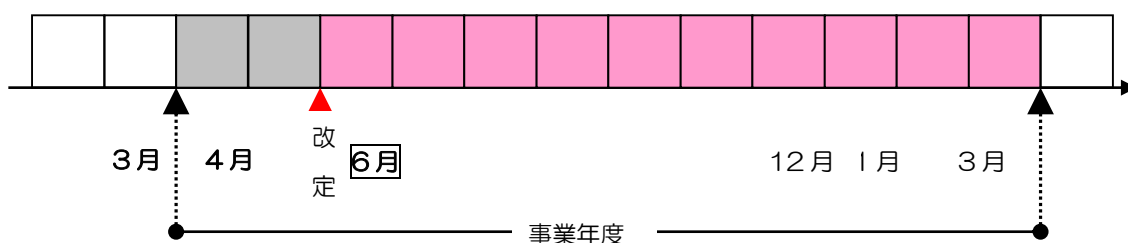
### (1) 同一事業年度内の定期給与で同額のもの

その支給時期が1か月以下の一定の期間ごとである給与（これを「定期給与」といいます）で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与をいいます。

#### ■同額改定の場合

（改定前・改定後同額給与）

（▲：改定。3月決算法人の場合）

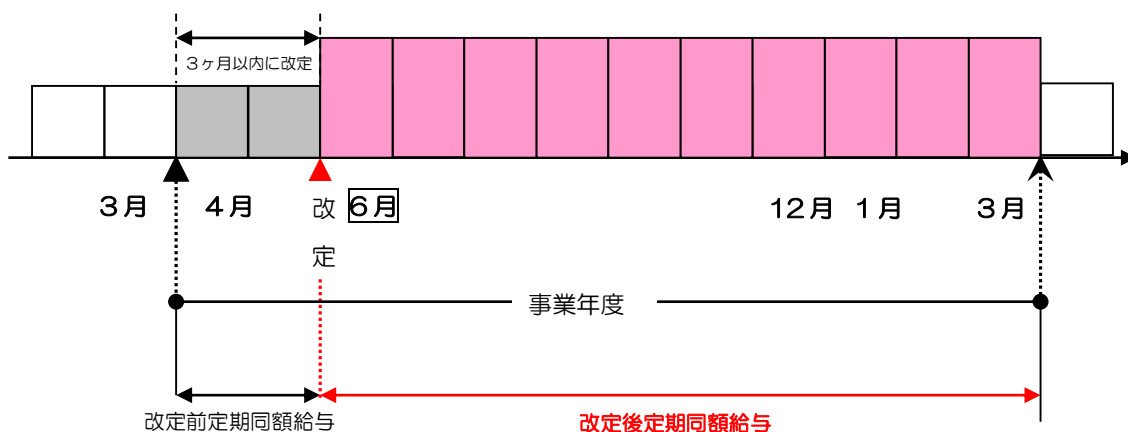


### (2) 3か月経過日までに増減改定される定期給与

会計期間開始の日から3か月経過日までに改定された定期給与で、その事業年度における改定前の各支給時期における支給額と改定後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額であるものをいいます。

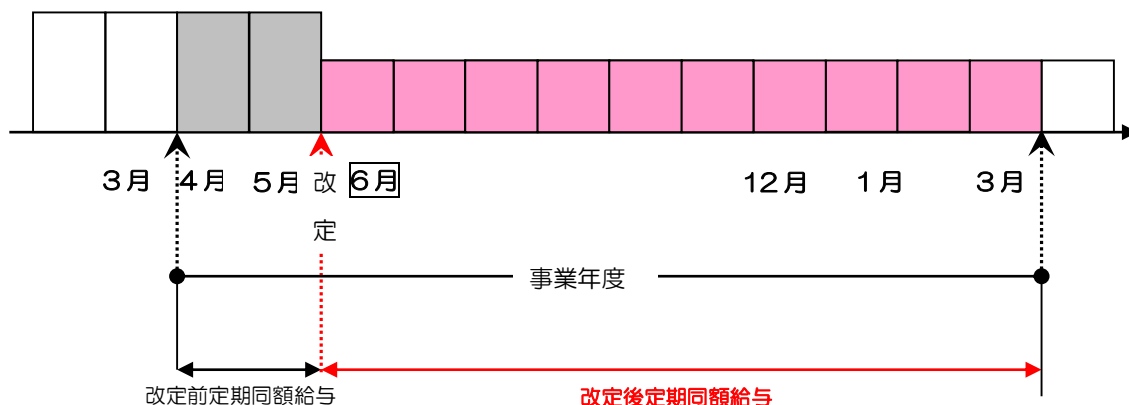
#### ■増額改定の場合

（▲：改定。3月決算法人の場合）



## ■減額改定の場合

(▲：改定。3月決算法人の場合)



## ☆役員と従業員の関係の違い☆

従業員と会社の関係は雇用契約です。

一方、役員と会社の関係は委任契約です。

雇用契約とは「従業員が会社に対して、労働することを約束し、会社が従業員に労働の対価として報酬を与えることを約束する契約」です。委任契約とは「会社(株主)が役員に対して会社の経営を委託し、役員がその職務執行の対価として報酬を得ることを約束する契約」です。

雇用契約における給与も賞与も労働の対価ですから、会社の経費となります。

役員についても、会社が利益を上げるための職務執行の対価として、役員報酬・役員賞与（事前確定届出給与に該当する場合のみ）は会社の経費となります。

## ☆役員である親族に対して給与は支払えますか？☆

理事である妻や父母に給与（理事報酬）を支給することができます。

個人診療所の場合ですと、生計を一にしている家族に給与を支払う時には、税務署に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しなければなりません。医療法人では株式会社の株主総会に相当する社員総会で報酬額の総額を定め、取締役会に相当する理事会で各人ごとの報酬額を決めれば、法人の経費とすることができます。